鳥羽市総務民生常任委員会会議録

令和3年3月11日

〇出席委員

 委員長
 世古安秀
 副委員長
 坂倉広子

 委員
 奥村
 敦
 委員
 戸上
 健

 委員
 浜口一利
 委員
 坂倉紀男

〇欠席委員(なし)

〇出席説明者

- 中村総務課長、山本補佐
- 勢力税務課長、佐々木補佐
- ·山下市民課長、片岡補佐、寺田係長
- 中井健康福祉課長、辻川補佐
- ・濱口企画財政課長、高浪副参事、田畑補佐、永野副室長

○職務のために出席した事務局職員

次 長 兼 議事総務係長 木 田 崇 **〇世古安秀委員長** 皆さん、おはようございます。

ただいまから総務民生常任委員会を再開します。

本会議において当委員会に付託された案件は、議案第72号、職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について、議案第74号、鳥羽市職員給与条例の一部改正について、議案第75号、鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第76号、鳥羽市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、議案第77号、鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第78号、鳥羽市国民健康保険条例の一部改正について、議案第78号、鳥羽市国民健康保険条例の一部改正について、議案第80号、鳥羽市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、議案第83号、鳥羽市過疎地域自立促進計画の変更についての9件であります。

また、本日は、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災から10年が経過いたします。発生時刻の午後2時46分に犠牲者を悼み黙禱を捧げますので、皆様、ご協力いただきますようよろしくお願いします。 それでは、これより付託議案の審査に入ります。

議案第72号、職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。 総務課長。

〇中村総務課長 おはようございます。総務課長、中村です。よろしくお願いいたします。

提出議案の1ページをお願いします。

議案第72号、職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について。

提案理由としまして、行政手続等における押印見直しとして、職員の服務の宣誓に係る押印を不要としたく、 本提案とするものでございます。

次のページをお願いします。

「様式第1号中「⑩」を削る。」でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇世古安秀委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第72号についてご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 ないようですので、次に、議案第74号、鳥羽市職員給与条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

総務課長。

〇中村総務課長 提出議案の5ページをお願いします。

議案第74号、鳥羽市職員給与条例の一部改正について。

提案理由は、級別職務分類表における基準となるべき標準的な職務の内容を整理したく、本提案とするもの でございます。

次のページをお願いいたします。

上の表が改正前、下が改正後となっております。

別表第4中、3級に「保育所長、主任保育士又は幼稚園長、主任教諭の職務」を加えます。現行の運用に合わせるとともに、今後、若い職員で同職務に就くことも想定されることから、このように改正をします。

次に、4級の1に「本庁又は委員会等の」という表記をしておりましたが、これを削除し、副所長等全ての課長補佐級の名称を表記しました。

次に、5級、6級についても同様に「本庁又は委員会等の」という表記を削除し、全ての課長級の名称を表記し、それぞれ文言の整理を行うものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇世古安秀委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第74号についてご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

〇世古安秀委員長 ないようですので、次に、議案第75号、鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

総務課長。

〇中村総務課長 提出議案の8ページをお願いします。

議案第74号、鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

提案理由は、令和2年10月の人事院勧告を受けた鳥羽市職員給与条例の一部改正に伴い、会計年度任用職員に係る期末手当に関する経過措置について所要の改正をしたく、本提案とするものでございます。

次のページをお願いします。

同条例の附則、期末手当に関する経過措置について、支給割合の読み替える前の支給率を整理するもので、 本来は11月30日に給与条例の改正をお願いしておりまして、そのときに併せて改正をするべきものでした が、今議会での改正となってしまったことをおわび申し上げます。

なお、改正が遅れたことによる支給率等への影響はございません。 以上でございます。

〇世古安秀委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第75号についてご質疑はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 1点お伺いします。

この改正によって会計年度任用職員の平均の額は幾らから幾らへ幾ら上がるんでしょうか。また、本給は変わりありませんか。

- 〇世古安秀委員長 総務課課長補佐。
- **〇山本課長補佐** 総務課人事担当の山本です。よろしくお願いします。

先ほど委員の質問がありました会計年度任用職員の件ですけれども、支給率等に影響はありませんので、年間の収入、月額等に影響することはございません。

以上です。

- 〇世古安秀委員長 戸上委員。
- **〇戸上 健委員** ちなみに議運に出た資料によりますと、令和2年度支給率2.4か月、令和3年度合計支給率2.5か月になります。この2.5か月を受ける場合、会計年度任用職員の平均の期末手当額は幾らでしょうか。
- 〇世古安秀委員長 総務課課長補佐。
- 〇山本課長補佐 2.5か月が適用されるのは令和3年4月1日以降になるんですけれども、幾ら増加するかという試算は現在行っておりません。

以上です。

- 〇世古安秀委員長 戸上委員。
- **〇戸上 健委員** 一般会計の予算書を今見とるんやけれども、会計年度任用職員の期末手当の額は、前年に比べて総じて増えております。人数は変わっていないけれども、それが増えとる予算計上になっております。それは、これだけ増えるんだという計算を担当課としてはした上で一般会計予算書に反映したんではないんでしょうか。分からないというのはどういうことなんやろうな。
- 〇世古安秀委員長 総務課課長補佐。
- 〇山本課長補佐 現時点で2.5か月、0.1か月増えるという試算はしておりませんけれども、昨年度の期末手当と令和3年度の期末手当の増加額には、もちろん0.1月分増える分もありますけれども、継続して任用している方の6月の期末手当が満額支給されるなど、その他の要因というのもございますので、ちょっとそれは分析させていただきます。
- 〇世古安秀委員長 総務課長。
- **〇中村総務課長** すみません。ちょっと補足をさせていただきます。

議運の資料にも書いてあった数字を今おっしゃられました、2.4で翌年が2.5と。これは合計の数字ですけれども、今回の改正によって上がるというものではございません。11月30日の総務民生委員会でも、戸上委員やったと思うんですけれども、会計年度任用職員への影響ということを、あのときはコロナ禍で0.05月下げるというふうな改正でした。会計年度任用職員につきましても、職員の給与条例に準じておりますので同じように下がるんですけれども、段階的に下がっていきますので、その年度には影響はないという回答をさせていただいたと思います。

ですので、今回書かせていただいとる数字も、もう既に段階的に上げるという数字は給与条例の改正によって決まっております、11月30日の時点で。これは読み替える前の規定を、本来は11月30日に併せて改正を上げなければならなかったものを今回上げさせていただいたというものですので、今回の改正によって会計年度任用職員の期末手当に影響があるというものではございません。

- **〇戸上 健委員** 分かりました。理解できました。オーケー、了解です。
- **〇世古安秀委員長** ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

〇世古安秀委員長 ないようですので、次に、議案第76号、鳥羽市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

税務課長。

〇勢力税務課長 税務課、勢力です。よろしくお願いします。

提出議案の10ページをお願いいたします。

議案第76号、鳥羽市固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてでございます。

提案理由につきましては、市民等の利便性向上及び行政手続の簡素化を図るため、審査申出書等における押 印を不要とするほか、字句の整理など所要の改正をしたく、提案したものです。

概要といたしましては、国において令和2年7月に閣議決定されました規制改革実施計画による行政手続に おける押印見直し方針を踏まえ、審査請求人等に対して審査請求書への押印を求めている行政不服審査法施行 令において、押印を不要とする施行令の一部改正が令和3年2月15日に公布、同日より施行されたことに伴 い、本条例においても同様に所要の改正をするものです。

改正の内容については新旧対照表のほうでご説明させていただきたいと思いますので、7ページのほうをご 覧ください。

まず、第4条第4項では、審査申出書に申出書の押印をしなければいけないという規定がありましたので、 押印を不要とすることから同項を削除するもので、以下、第5項を第4項、第6項を第5項と、それぞれ1項 ずつ繰り上げるものです。

続きまして、第7条第3項では、審査申出人からの意見陳述についての調書の作成の際に書記等が押印しなければいけない規定がございましたので、こちらを不要とし、次ページをご覧ください、第5項中においても口述書に提出者の押印をする規定がございましたが、こちらも削除、及び第8項においては、調書作成に書記等の押印をする規定がございましたが、同様に削除させていただき、そのほか一部字句の整理を行っております。字句の整理というのは読点を入れるという整理でございます。

続きまして、第9条第2項、次の第12条第2項についても先ほどと同様で、書記等が作成した調書への押 印という規定を削除し、併せて読点等の字句の整理をしたものです。

最後に、第13条第1項では、委員会が作成した決定書への押印の規定を削除するとともに、表現等を含めて、「記名押印した決定書正副各1通」を「記載した決定書正副2通」と整理したものです。

施行期日は、令和3年4月1日からとさせていただいております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

〇世古安秀委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第76号についてご質疑はございませんか。

浜口委員。

○浜口一利委員 この議案第76号だけではないと思うんですけれども、押印の廃止ということでちょっと質問させていただきたいと思います。

デジタル化の象徴のように押印廃止ということが言われているわけなんですけれども、この廃止するとかしないとかという国の指針というのか、基準はあるわけなんですか。今、署名でもう大丈夫というような説明だったんですけれども、国からはどの部分の押印をなくしてもいいというような、そんなことはないわけなんですか。

〇世古安秀委員長 税務課長。

〇勢力税務課長 国のほうは、令和2年の7月に閣議決定がされまして、押印を不要とする取組をするような計画を出されており、各部署が、省庁がそれに基づいて精査しているところだと思います。

固定資産については、行政不服審査法の中に押印を廃止することができないかということで、そちらのほうの施行令がまず改正されました。うちはそれに基づいて合わせて行うわけなんですが、鳥羽市において、これはほかの部署にもなりますので、全てそのとおりかどうかちょっと分かりませんけれども、条例案件についてこういう押印が入っているのは数件だというふうに聞いておりまして、その他規則以下の部分については、総務課がまとめた上で全課取りまとめて今後の見直しをしている段階でありまして、議会の方への上程はございませんが、ほかの規則、要綱、規程についても同様にしております。

なお、うちのほうも条例と、あと規程がございまして、規程については議会のほうに上程しておりませんが、 そちらのほうの押印も見直すように準備しておるところです。

以上です。

- 〇世古安秀委員長 総務課長。
- **〇中村総務課長** すみません。ちょっとだけ補足させてください。

今回上げさせていただいている条例で押印の廃止というのは3件のみです。あと議会のほうで後ほど発議で上げられると思うんですけれども、それを含めて4件。あとは法律によって改正をというところも出てくるかもわかりませんけれども、規則類ですね。議会には上程しないものも1,000以上ありますので、それを今、総務課のほうで取りまとめておりまして、大体方向性は決まっております。特例規則といいますか、一括で押印の削除ができるような方向性で今検討しているところです。

- 〇世古安秀委員長 浜口委員。
- **〇浜ロー利委員** 国の方針は押印を廃止ということで、そのどれを廃止するかというのはこっちで決めればええ ということでよろしいですか。そうでもないの。
- 〇世古安秀委員長 総務課長。
- **〇中村総務課長** 市独自で決められるもの、それから、国の法律によって決められるものに分けられると思います。それに準じて随時行っているという状況でございます。
- 〇世古安秀委員長 浜口委員。
- ○浜口一利委員 ありがとうございました。
- ○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

〇世古安秀委員長 それでは、ないようですので、次に、議案第77号、鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正 について、担当課長の説明を求めます。

市民課長。

〇山下市民課長 市民課、山下です。よろしくお願いします。

議案第77号、鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正について提出させていただきました。

提出議案のほうは12ページから14ページをご覧ください。

今回の提案理由としましては、地方税法等の一部改正に伴い、個人所得課税の見直しに伴う軽減判定所得基

準及び公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例を見直したく、本提案とするものでございます。

さかのぼりますが、平成30年度の税制改正における地方税法等の一部改正が行われています。ここで給与所得控除、それから公的年金等控除を10万円引き下げるということと、それから、基礎控除のほうを10万円引き上げるということがされております。これは、様々な形で働く方を応援するということで、働き方改革を後押しするという観点から実施されたものです。このことで、社会保障制度等の給付とか負担の水準に関しまして意図せざる影響とか不利益が生じないように、適切な措置を講じなければならないということになりました。

このことを踏まえまして、令和3年1月1日付で地方税法と地方税法施行令の一部と、それから国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が施行されております。そして、影響されます国民健康保険税条例のうち減額の条項等の一部改正が必要になったために、所要の改正を行ったものでございます。

新旧対照表のほうをご覧ください。ページのほうは10ページから12ページになります。

今回、資料のほうを提出させていただいていますので、そちらのほうも併せてご覧ください。

新旧対照表のほうですが、第23条になります。こちらのほうは国民健康保険税の減額の内容でございまして、軽減判定所得の見直しでございます。第1号は、7割軽減のことに関しましての内容です。第2号は5割軽減、第3号は2割軽減になっております。

今回の内容ですけれども、資料のほうで2番の制度の内容のところに点線部分があります。括弧でくくって ある点線部分のほうをご覧いただくといいと思います。

改正の内容になりますが、現行のほうで33万円のところに下線がございます。国保税の軽減判定所得の算定のほうは地方税法の基礎控除を活用しており、この法の一部改正があったことから、基礎控除相当分の基準額を現行の33万円から43万円にまず改正しております。

当該見直し後におきまして、一定の所得者等が2人以上いる世帯の場合ですと、国民健康保険税の軽減措置に該当しにくくなってしまいます。そして、さらに被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数、資料のほうでは給与所得者等の数と表示されております。その合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える、こういう改正の内容になっております。

次に、戻ってもらいまして、新旧対照表の附則のほうで、11ページから12ページになります。 こちらのほうは、公的年金に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例の見直しでございます。

現行では、公的年金等に係る所得について、65歳以上で収入金額が110万円以下の人は、控除後の所得金額がゼロ円となります。さらに、15万円を追加控除とするような内容になっております。これは特別控除と言われるものです。改正後の内容としましては、年齢が65歳以上の方の公的年金等に係る収入金額について、110万円から125万円と、こちらのほうは読み替えをしたものでございます。

続きまして、附則の第18条については、次の議案第78号の改正と同様でございますので、ご了承いただ きたいと思います。

なお、この条例の施行期日としましては、公布の日から施行しまして、適用区分としましては、改正の条例 等の規定は令和3年度以後の年度分の国民健康保険税に適用しまして、令和2年度分までは従前の分で適用す ることとします。

以上、説明は終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

〇世古安秀委員長
担当課長の説明は終わりました。

議案第77号についてご質疑はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 1点お聞きします。

今回の改正で、鳥羽市民にこういう影響がありますという何か事例はありますでしょうか。

- 〇世古安秀委員長 市民課長。
- 〇山下市民課長 今回の改正により、特に市民の方で不利益を被るような世帯はありません。ただ、不利益はありませんけれども、事業収入だけの方の場合ですと、新たに軽減対象に該当したり軽減割合が拡大する方があると思われます。

以上でございます。

- **〇戸上 健委員** 了解です。分かりました。
- **〇世古安秀委員長** ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

〇世古安秀委員長 それでは、ないようですので、次に、議案第78号、鳥羽市国民健康保険条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

市民課長。

〇山下市民課長 議案第78号、鳥羽市国民健康保険条例の一部改正について提出させていただいております。 提出議案のほうは15ページ、16ページをご覧ください。

提案理由としましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正に伴い、同法を引用します規定 を整理したく、本提案とするものでございます。

令和3年2月3日に新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が公布されております。その法を引用しております本市の国民健康保険条例の附則中の傷病手当金支給に関する規定を改正する必要が生じたためでございます。

内容のほうですが、詳細は、新旧対照表の13ページの下線の部分でございます。こちらのほうは、新型インフルエンザの関係の文言の整理となっておりますのでご確認ください。

なお、この条例は、公布の日から施行させていただきます。

以上で説明は終わります。よろしくお願いいたします。

〇世古安秀委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第78号についてご質疑はございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

〇世古安秀委員長 それでは、ないようですので、説明員交代のため暫時休憩いたします。

(午前10時32分 休憩)

〇世古安秀委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第79号、鳥羽市介護保険条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。 健康福祉課長。

〇中井健康福祉課長 健康福祉課長、中井です。よろしくお願いします。

それでは、議案第79号、鳥羽市介護保険条例の一部を改正する条例につきまして説明をいたします。 議案書は17ページをご覧ください。

提案理由としましては、介護保険法第117条の規定に基づく鳥羽市介護保険事業計画の策定に伴います介護保険料の改定等、所要の改正をしたく、本提案とするものでございます。

それでは、新旧対照表の14ページをお願いいたします。

改正の内容といたしましては、まず、介護保険事業計画が第7期から第8期に移行することに伴い、条例第2条第1項において「平成30年度から平成32年度まで」となっていたものを「令和3年度から令和5年度まで」に改正し、第1段階から第13段階の保険料について規定をしております第2条第1項第1号から第13号並びに第1段階から第3段階の低所得者層における消費税率引上げに伴う公費投入による負担軽減を規定しております第2条第2項から第4項について、おのおのの保険料率を改正するものでございます。

また、附則第9条におきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正に伴いまして新型コロナウイルス感染症の定義部分も改正されたことから、同法を引用する形となっておりました規定を整理するものでございます。

施行期日は令和3年4月1日、附則第9条の改正規定は、公布の日から施行をいたします。

では、各保険料率の改正の詳細並びにその経緯につきまして、担当補佐より説明をいたします。

- 〇世古安秀委員長 健康福祉課課長補佐。
- **〇辻川課長補佐** 健康福祉課、辻川です。よろしくお願いします。

それでは、介護保険条例の一部改正に伴う第8期介護保険事業計画における保険料について説明させていた だきます。

事前にお配りしました健康福祉課1の資料をご覧いただきたいと思います。横長の資料になります。

第8期介護保険事業計画の保険料は、5段階を基準としまして、基準年額8万1,240円、基準月額6,770円としました。第7期と比較すると、年額で2,160円、月額で180円の値下げとなっております。

保険料の所得段階は第7期と同じ13段階とし、所得などの条件についても変更はございません。第1段階から第3段階までが非課税の世帯で、第4段階、第5段階が課税世帯ではあるものの本人さんが非課税、第6段階以上が本人課税というふうになっております。

主なところを説明させていただきますと、表の一番左側、第1段階は、負担割合0.45の基準になりますが、公費による低所得者の方の負担軽減というところになりまして、0.3が負担割合となり、基準月額としましては2,031円となっております。第2段階に関しては、負担割合は0.65ですが、低所得者の負担軽減により0.5とし、基準月額3,385円、第3段階は、0.75に対して低所得者の負担軽減により0.7と

し、基準月額4,739円となっております。

以下は表のとおりとなっておりますので、ご覧ください。

次に、保険料の算出方法についてですが、第7期計画期間、平成30年から令和2年度の介護給付費等の実績をベースにしまして、令和3年から始まる3年間の高齢者の人口推移、要支援・要介護認定の見込数、各サービスの利用見込みを基に、介護給付費、地域支援事業費の総事業費を推計しております。

それでは、健康福祉課2の資料をご覧いただきますようお願いします。

そちらの10ページをお願いいたします。

第8期介護保険料基準額の算出というところで、まず1行目の①標準給付費のところをご覧ください。

標準給付費は、介護給付費と予防給付費の総額となり、3年間の合計を74億1,614万776円と見込んでおります。

標準給付費の内訳になりますが、こちらは、少し戻っていただいて、資料2の8ページをご覧ください。こちらで主なところを説明させていただきます。

こちらの下の表、(9)標準給付費の推計をご覧ください。

1行目になりますが、総給付費ですが、左側、実績というふうに書いてあるところ、こちらが第7期の事業計画の令和2年度に関しては実績見込みになります。ちょっと合計が書いてないんですが、令和7年度の実績見込み68億2,568万2,000円に対しまして、第8期の事業計画、右側のほうの推計と書いてあるところになりますが、こちらが68億7,725万4,000円と、微増というふうに見込んでおります。

各年度の内訳については表のとおりとなっております。

次に、2行目の特定入所者介護サービス費については、令和3年8月より所得による段階の区分や預貯金等 資産の上限が変更になることで、ある一定以上の預貯金がある方は本人負担が増えることになります。このこ とで、3年間の介護給付費としましては7.732万円減少すると見込んでおります。

次に、5行目の高額介護サービス費、こちらにつきましても、令和3年8月より現役並み所得相当である方の区分が細分化されることに伴い、3年間の介護給付費で201万6,000円減少すると見込んでおります。では、また10ページにお戻りください。

次に、2行目の②地域支援事業費、介護予防・日常生活支援総合事業、こちらについては、総合事業、要支援の方の訪問介護であるとか通所介護の給付の部分が主なところになりますが、9,664万円と見込んでおります。

次に、その下、③地域支援事業の包括的支援事業・任意事業については、包括支援センターの運営費、認知 症施策や医療・介護連携に係る費用となっており、合計としまして1億7,100万円と見込んでおります。

この①標準給付費から③包括的支援事業・任意事業の合計額76億8,378万776円、これが3年間の総事業費ということになります。

④の第1号被保険者負担分というところで65歳以上の方の負担割合23%を総事業費に掛けると、こちらの17億6,726万9,578円が一旦仮の負担分というふうになります。

続きまして、⑤と⑥の調整交付金について説明をさせていただきます。

調整交付金に関しましては、市町村ごとの介護保険財政の調整を行うものになっておりまして、要介護にな

るリスクが高い後期高齢化率、こちらの調整であるとか所得水準の調整を行うものとなっておりまして、この割合が全国平均と同様のものになれば、調整交付金の額としましては5%になります。鳥羽市においては、後期高齢化率、こちらは全国平均より少し高くなっているのと、所得水準については平均を下回っているというところから約7%を見込んでおりまして、⑥の調整交付金見込額の交付というふうになります。

第8期における⑩番の保険料収納必要額は、16億125万8, 617円というふうになりまして、⑪番の予定保険料収納率 98.5%で割り返した額、⑫の保険料賦課総額 16億2, 564万3, 265円、これが負担分となります。この金額を⑬番の第1号被保険者の方の3年間の延べ人数2万11人で割ったものが基準年額8万1, 240円となり、基準月額は6, 770円というふうに設定をさせていただいております。

今回、第7期から比較しまして180円値下げという形になったんですが、そちらの主な理由としましては、第4期以降、入所施設の新設が相次いだこともありまして、各期ごとの介護給付費等の伸びが著しくなったことから、保険料等の不足分を三重県の介護保険財政安定化基金、こちらのほうから借入れを行うことになりました。この借入れを行うと、次の期に借りた分を3年間で返済していくという形になりますので、その分保険料に上乗せされ、保険料が高くなってくる。ですので、ここを減らさないといけないという取組の中で、これまで第5期、第6期、第7期と取り組んできました。

具体的には、近隣市町に比べると、入所施設の新設が相次いだこともありまして、比較的入所施設が充実したというところと、向こう15年間の高齢者の人口の推移を検討し、第6期以降は新規の入所施設の建設を行わないということにしました。こちらは、各期ごとに高齢者の方にニーズ調査をする中でも、回答の中で、やはり最後まで住み慣れた地域で生活したいという回答もかなり多くありましたので、そのことも踏まえて、在宅で利用できるサービスの確保の充実を行ってきました。

また、地域包括支援センターを中心に介護予防の推進にも力を入れてきました。これまで議会でも紹介させていただいたんですが、鳥羽市独自に制作したとばらんす運動、こちらの普及を初め、元気な高齢者に元気なまま生活してもらえるよう、各地域で市民の皆さんが活動されている高齢者のサロン等を包括支援センター所属の理学療法士が訪問して、運動の指導、こういったものを行ってきました。

その結果、第7期では介護給付費の伸びを鈍化することができ、これまで行っていた県の基金からの借入れを行わないことになり、第8期では、今まで借入れを行っていた部分で102円減額することになりました。

今後は、高齢者の数は横ばいにはなるものの、その中の後期高齢者の割合が増えてくるということが推計されており、さらに第8期では介護予防に力を入れながら、必要な方に必要な分だけ介護サービスを届けられるように、「老いても活き活き鳥羽〜最期まで自分らしく暮らし続けられるまちへ〜」を第8期の基本理念として取り組んでいきます。

以上、説明とさせていただきます。

〇世古安秀委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第79号についてご質疑はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 質疑はありませんけれども、今の説明を聞いとってもう感銘しました。それだけ言うときます。 **○世古安秀委員長** これまで様々な努力をされて、値下げをできるような状態で次をスタートするというふうな ことでありますので、言われたように、元気な高齢者にますますまた元気なまま生活してもらうということが 大事ではないかなと思います。

ほかにございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 僕もこの3月7日で後期高齢者になりまして、もうカードをいただきました。さっきの担当課の説明を聞きながら、僕も介護保険のやっかいにならんように散歩やスポーツで体を鍛えて、皆さん方のご努力に報いたいというふうに思ったところです。

委員長、ごめん。余計なことを言いましたけれども、審議ではありませんが、ちょっと感想を言いました。

〇世古安秀委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

〇世古安秀委員長 それでは、ないようですので、次に、議案第80号、鳥羽市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

〇中井健康福祉課長 それでは、議案第80号、鳥羽市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、説明をいたします。

議案書は20ページをご覧ください。

提案理由としましては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の 事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正に伴い、居宅介護支援事業所の管理者要件に係る経過措置期間の延長等につきまして所要の改正をしたく、本提案とするものでございます。

それでは、新旧対照表の17ページをご覧ください。

改正の内容としましては、まず条例第6条第2項では、主任介護支援専門員の次に「(以下「主任介護支援専門員」という。)」を加え、同項にただし書きを加えております。

概要としましては、平成30年4月1日より、居宅介護支援事業所における管理者の要件が介護支援専門員から主任介護支援専門員に変更され、同時に、令和3年3月31日まではその適用を猶予するとされておりましたが、全国的に人材が確保できない事業所が多い状況等を考慮して、やむを得ない場合には、従前の介護支援専門員でも管理者とすることができるようにするものでございます。

次に、附則の改正につきましては、附則第2項において、本則第6条第2項で定める管理者要件の適用の猶予について、平成33年、つまり令和3年3月31日までとしていたものを令和9年3月31日まで延長いたします。

続いて、附則に第3項を追加する形で、適用の猶予を延長することを認める対象を定めております。概要と しましては、令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者になっている事業所においては、 その管理者が代わらない限り適用の猶予を延長できるというものでございます。

施行期日は令和3年4月1日から、ただし、第6条第2項の本文並びに附則第2項及び附則に1項を加える おのおのの改正規定は、公布の日から施行とするものでございます。 以上、説明とさせていただきます。

〇世古安秀委員長 担当課長の説明は終わりました。 議案第80号についてご質疑はございませんか。

浜口委員。

- **○浜口一利委員** 介護とかというのはあまり詳しくはないんですけれども、説明を聞いていると、主任介護支援 専門員が不足しているという現状があって、ほかの人で何とか急場をしのいでいくというような説明だったと 思うんですけれども、鳥羽市においてもやはりそれが顕著に現れているということですか。
- 〇世古安秀委員長 健康福祉課課長補佐。
- ○辻川課長補佐 市内にはケアマネさんがいらっしゃる事業所が9事業所あります。そのうち8事業所は、主任 介護支援専門員の方が管理者になられております。今回の条例改正で、1事業所だけまだ通常のケアマネさん が管理者をされていますので、1事業所だけ少し影響があるかなと思っております。 以上です。
- 〇世古安秀委員長 浜口委員。
- ○浜口一利委員 ここのところもちょっと聞いては知っているわけなんですけれども、やはり人材不足ということが言われているということで、これについては少し規制を緩めてということで何とか、先ほど説明があったように、これとは違うんですけれども、介護予防に力を注いでいくという流れの中で、やはりこういうことも、人材というのもやっぱり育てていってほしいなと思うんですけれども、これについてはなかなか難しいところがあるということなんですけれども、答弁しなくていいです。ありがとうございます。
- 〇世古安秀委員長 答弁よろしいですか。
- 〇浜ロー利委員 はい。
- ○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

〇世古安秀委員長 それでは、ないようですので、次に、議案第83号、鳥羽市過疎地域自立促進計画の変更について、担当課の説明を求めます。

企画財政課副参事。

〇高浪副参事 企画財政課、高浪です。よろしくお願いします。

議案第83号、鳥羽市過疎地域自立促進計画の変更につきましてご説明申し上げます。

議案書は26ページから30ページでございます。

提案理由といたしまして、教育の振興に関する事業その他の事業の追加に伴い、鳥羽市過疎地域自立促進計画の一部を変更したく、本提案とするものです。

27ページをご覧ください。

鳥羽市過疎地域自立促進計画の一部を次のように変更いたします。

変更内容の見方としましては、上の表が現行、下の部分がそこに事業内容を追加し、変更したものとなっております。

2, 産業の振興分野では、産業の振興の部、事業名(8)観光又はレクリエーションの項中、観光・防災W

i-Fiステーション整備事業の次に振興施設整備事業、鳥羽展望台公衆トイレ改修工事を追加しております。次に、3、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の分野では、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の分野では、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の部、事業名(1)市町村道の項中、錦橋RC橋L=3.8mの次に畔蛸2号橋RC床版橋L=5.0m以下、次のページの表の一番下、天神橋RC床版橋L=7.3mまで、13事業を追加しております。

28ページの真ん中から下です。4、生活環境の整備分野では、生活環境の整備の部、事業名(3)廃棄物 処理施設の項中、最終処分場雨水対策工事の次に塵芥車を追加しております。

- 5、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進分野では、次の29ページの一番上です、事業名(3)児童福祉施設の項中、放課後児童クラブ整備事業の次に保育所施設整備事業、安楽島保育所改修工事を追加しております。
- 7, 教育の振興分野では、教育の振興の部、事業名(1)学校教育関連施設の項中、中学校改修工事の次に 安楽島小学校スクールバスを追加しております。

同じく教育の振興の部、事業名(2)幼稚園の項中、30ページをご覧ください、かもめ幼稚園屋上防水工 事の次にかもめ幼稚園保育室改修工事を追加しております。

同じく教育の振興の部、事業名(3)集会施設、体育施設等の項中、鳥羽市民体育館改修、体育館屋根改修 の次に鳥羽市民体育館サブアリーナ建設工事、運動施設整備事業、運動施設備品を追加しております。

以上、鳥羽市過疎地域自立促進計画の変更の内容でございます。よろしくお願いいたします。

〇世古安秀委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第83号についてご質疑はございませんか。 浜口委員。

- ○浜口一利委員 過疎債の計画に盛り込んでいかないと過疎債は借入れすることができないというのはよく分かるんですけれども、何か盛り込み過ぎというような感じもするわけなんですけれども、どう質問したらええかな。計画年度というのは順次やっていくということでしか方法はないと思うんですけれども、そのような形の中で全部事業を完成に持っていくわけなんですか。
- 〇世古安秀委員長 企画財政課長。
- ○濱口企画財政課長 委員おっしゃるとおり、全てもう過疎債を使った事業で進めておりますので、当然有利な 起債ですので、そういったのを十分利用しながら進めていかなければならないので、鳥羽市の現状を考えると、 このようにいろんな面で使えるところは使っていきたいということで進めています。
- 〇世古安秀委員長 浜口委員。

以上でございます。

- ○浜口一利委員 過疎債というのは有利な起債ということなんで、それでいいと思うんですけれども、なかなか厳しい中でいろいろ知恵を絞ってというのが何かこれで見えるような感じもするわけなんですけれども、必要な事業ですもので、順次計画的に遂行していただくようお願いします。
- ○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 それでは、ないようですので、審査を終わります。

以上で付託されました全ての議案については審査を終わりまして、続いて、採決に移る前に委員の皆さんで 討議したい案件はございますか。

(「なし」の声あり)

〇世古安秀委員長 ないようですので、採決に入る前に、説明員入室のため暫時休憩いたします。

(午前11時06分 休憩)

(午前11時08分 再開)

○世古安秀委員長 それでは、休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

これより各議案を議案番号順に採決します。

お諮りします。

議案第72号、職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は 起立をお願いします。

(起 立 全 員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第72号については、原案どおり可決することに決定しました。

議案第74号、鳥羽市職員給与条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起 立 全 員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第74号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第75号、鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案 どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起 立 全 員)

〇世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第75号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第76号、鳥羽市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、原案どおり可決することに 賛成の方は起立をお願いします。

(起 立 全 員)

〇世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第76号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第77号、鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起 立 全 員)

〇世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第77号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第78号、鳥羽市国民健康保険条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は 起立をお願いします。

(起 立 全 員)

〇世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第78号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第79号、鳥羽市介護保険条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起 立 全 員)

〇世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第79号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第80号、鳥羽市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部 改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起 立 全 員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第80号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第83号、鳥羽市過疎地域自立促進計画の変更について、原案どおり可決することに賛成の方は 起立をお願いします。

(起 立 全 員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第83号については、原案どおり可決することに決定しました。

以上で本日の委員会を終わりたいと思いますが、当委員会における委員長報告につきましては、ご一任をお願いします。

これをもちまして総務民生常任委員会を散会します。

お疲れさまでございました。

(午前11時14分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和3年3月11日

総務民生常任委員長 世 古 安 秀